えどがわ区民ニュース YouTube 運用要領

(目的)

第1条 この要領は、江戸川区経営企画部広報課が YouTube を区民等への情報提供媒体として 運用するために、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) YouTube
 Google 社が提供するインターネット上で動画を共有および視聴できるサービスをいう。
 - (2) マイチャンネル YouTube 内で自身が投稿した動画一覧を閲覧できるページをいう。
 - (3) 江戸川区公式 YouTube チャンネル えどがわ区民ニュース (以下、「公式チャンネル」) 江戸川区広報課が設置および運用するマイチャンネルをいう。
 - (4) アカウント YouTube を設置・運用するために取得した権利、ユーザー名をいう。
 - (5) コメント 投稿した動画に対する他ユーザーからの文章投稿をいう。

(運営主体等)

- 第3条 公式チャンネルの運営主体は江戸川区とし、運営管理者及びシステム管理者は経営企画 部広報課長とする。
 - 2 動画の投稿、投稿内容の編集、コメントの確認、アカウント管理等の運用は広報課職員の内、運営管理者が指名した者が行う。(以下、「運用管理者」)
 - 3 公式チャンネル名は「江戸川区公式 YouTube チャンネル えどがわ区民ニュース」とする。
 - 4 公式チャンネルの URL は次のとおりとする。 https://www.youtube.com/channel/UCYaY1PN7Y-141kZxBm7m_tg/featured
 - 5 ユーザー名は「edogawacitynews」とする。

(運営主体、発信内容等の明示)

- 第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式チャンネルのユーザー名及び URL を えどがわ区民ニュースホームページに明示する。
 - 2 この運用要領で定めるアカウントの運営主体、および発信する内容、発信方法等について、公式チャンネルの概要欄に明示する。

(投稿内容)

- 第5条 公式チャンネルでは、次に掲げるものを投稿する。
 - (1) 区広報番組「えどがわ区民ニュース」
 - (2) その他広報課長が必要と認めるもの

(コメントの使用制限)

第6条 公式チャンネルは、原則として区が発信する情報のみを掲載し、公式チャンネル以外へのコメントは行わない。また、原則として公式チャンネルに対するコメントへの返信コメントも行わない。ただし、広報課長が特に必要と認めるものはこの限りでない。

(遵守事項)

- 第7条 運営管理者及び運用管理者は、江戸川区情報管理安全対策要綱、江戸川区情報管理安全 対策基準及び江戸川区個人情報保護条例を遵守する。また、動画投稿等の運用について、 次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権を侵害しないこと。
 - (2) 発信する情報は正確を期すること。また、その内容について誤解を生じさせないこと。
 - (3) 公助良俗に反する情報は発信しないこと。

(免責事項)

- 第8条 区は、公式チャンネルを通じて利用者から提供される情報について、正確性、合法性 その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生 したとしても、区は一切責任を負わないものとする。
 - 2 公式チャンネルの利用に関連して生じた利用者間のトラブルもしくはその被った損害、 または利用者と第三者間のトラブルもしくはその被った被害については、区は一切の責任 を負わないものとする。
 - 3 この要領は、利用者への予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第9条 その他、本要領の実施について必要な事項は運営管理者が別に定める。

付則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。